

令和8年度 意欲と能力のある林業経営者育成・強化対策事業

島根県農林水産部林業課

意欲と能力のある林業経営者には、事業拡大と経営安定に向けた目標を掲げ、就業者の増員や、高性能林業機械の導入などに積極的に取り組み、高い収益性を確保して、長期的に健全な林業経営を実行できる能力が求められる。

林業経営者を「意欲と能力のある林業経営者」に育成・強化するため、経営力・技術力の強化に係る各種支援を一体的に実施する。

補助対象者：意欲と能力のある林業経営者に指定した林業事業者（魅力向上プログラム登録事業者）

【令和8年度予算額 77,128（69,787）千円】

区分	補助対象経費の内容	活用例	補助率等
①インターンシップ促進支援	インターンシップ参加者の旅費等を助成 ・宿泊費 ・交通費（※県外からの参加者に限定） ※5日未満のインターンシップが対象	○5日未満のインターンシップ参加者に事業者が宿泊費・交通費を支援	補助率：1／2以内 ○宿泊費4,900円／泊以内 ○宿泊費と交通費の補助金額の合計3万円/人以内
②短期林業就業体験支援	1カ月から3カ月間の就業体験に要する経費を助成 ・労災保険料、指導費、消耗品費、滞在宿泊費 ・女性就業体験者：仮設トイレ・車・簡易更衣室等のレンタル及びリース料を補助 ※就業体験の期間：1カ月～最大3カ月まで	○短期林業体験（試験雇用等）に要する経費助成	○労災保険料：実費（短期雇用日数分） ○指導費：105千円／月(上限3ヶ月) ○消耗品：実費（上限4万円） ○滞在宿泊費：1／2以内(上限2万円/月) ○女性就業体験者に係る設備レンタル及びリース料（123千円／月）
③新規就業者技術習得支援	林業に必要な資格取得及び機械操作の技術習得を支援 ①資格取得支援 ※事業者へ就職後2年以内に取得する資格が対象。 ②技術習得支援 ※事業者へ就職後1年以内に行われる訓練が対象 但し、就業後2年以内に取得した資格の訓練は、取得後1年以内に行われる訓練が対象	○新規就業者が取得する資格取得経費を助成 ○資格取得後1年以内の新規就業者の機械操作訓練のためのリース支援（バックホウ・フォワーダ等）	①資格取得支援（補助率：1／2以内） ・対象者：就業後2年以内 ・新規就業者上限20万円/人） ②技術習得支援(上限200万円/事業者) ・補助率：1／2以内 ・上限6か月以内
④週休二日制の導入体制づくり支援	週休二日制の導入（予定含む）に向け、作業効率化等に取り組む林業事業者を支援 ※しまね林業士（中級以上）資格取得者がいること	○週休二日制の導入に向けた作業員の複数分野技術の習得訓練、低コスト作業検証の実施	定額25万円／作業班・年以内
⑤就労環境改善支援	若者や女性などの林業就業・定着を図るための取組に要する経費を助成 ①就労環境改善のための施設整備 ②福利厚生活動等	○人員輸送車の導入 ○自走式下刈り機の導入 ○更衣室、休憩室、トイレの整備 ○林業用機械の導入 ○HPの改修 ○空調服の導入 ○福利厚生を充実させるための取組 ○労務連携	①施設整備(上限6,000千円/件) 補助率：1／3以内 *女性就労環境改善の場合は1/2以内 ②福利厚生活動等（5万円以内/件） 補助率：1／2以内 ③労務連携(上限2,000千円/事業者) 労務受け入れに要する宿泊費、交通費 ・補助率：1／2以内